

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 9 月 1 0 日 津地方法務局松阪支局 登記官 溝口和孝

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 1 9 0 1－2 0 2 4－0 0 1 3 号	多気郡大台町菅合字菅沖 7 2 2 番